

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第10号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与からの控除）</p> <p>第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） <u>社団法人鳥取県医師会（昭和22年11月28日に社団法人鳥取県医師会という名称で設立された法人をいう。）</u>、<u>社団法人鳥取県東部医師会（昭和47年4月22日に社団法人鳥取県東部医師会という名称で設立された法人をいう。）</u>又は社団法人鳥取県中部医師会（昭和22年12月5日に社団法人鳥取県中部医師会という名称で設立された法人をいう。）の会費</p>	<p>（給与からの控除）</p> <p>第25条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号及び次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） 社団法人鳥取県医師会、社団法人鳥取県東部医師会又は社団法人鳥取県中部医師会の会費</p>

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。